



環政評発第 1910292 号
令和元年 10 月 29 日

滋賀県琵琶湖環境部
環境政策課長 殿

環境省大臣官房
環境影響評価課
環境影響審査室長



国道 8 号 彦根～東近江（仮称）に係る計画段階環境配慮書に
対する環境大臣意見について（通知）

標記については、別添のとおり、令和元年 10 月 29 日付け環政評発第
1910291 号をもって、環境大臣から国土交通大臣に対し意見を述べたところ
である。

この意見を踏まえ、環境の保全についての配慮が適正になされるよう、
貴職におかれても十分な配慮をお願いする。

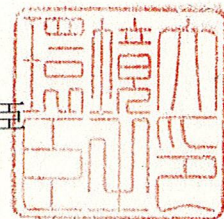


環政評発 1910291 号

令和元年 10 月 29 日

国土交通大臣 殿

環境大臣



国道 8 号 彦根～東近江（仮称）に係る計画段階環境配慮書に
対する環境大臣意見について（回答）

令和元年 9 月 17 日付け国道経第 21 号をもって意見を求められた標記
の件については、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 3 条の 5 に
基づき、別紙のとおり意見を述べる。



「国道 8 号 彦根～東近江（仮称）計画段階環境配慮書」に対する環境大臣意見

国道 8 号 彦根～東近江（仮称）（以下「本事業」という。）は、国土交通省近畿地方整備局が、新潟県新潟市から京都府京都市を結ぶ延長約 600 km の国道 8 号における滋賀県彦根市から同県近江八幡市に至る延長約 20 km の区間を整備する事業であり、当該地域の産業振興の促進、渋滞の緩和、交通安全の確保及び観光振興の促進を目的に計画されている。

本配慮書では、事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）の設定において、既存の都市計画道路幅を最大限活用したバイパスとする都市計画道路活用ルート（以下「①案」という。）、彦根市街地の山側に導入したバイパスとする山側ルート（以下「②案」という。）及び現道を 4 車線に拡幅する国道 8 号拡幅ルート（以下「③案」という。）の複数案が設定されている。

想定区域及びその周辺は、滋賀県東部の琵琶湖左岸部に位置し、犬上川や愛知川などにより形成された扇状地や沖積平野であり、市街地や集落、琵琶湖及びそれに流入する河川、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に基づき指定された琵琶湖国定公園等、環境配慮が必要となる施設等が多く存在しており、複数案は、いずれも環境配慮が必要な施設等に影響を及ぼすおそれがある。特に①案及び③案においては、市街地及び集落が集中している区域を通過することが想定され、自動車の走行に伴う騒音等の増加による沿道地域への更なる環境負荷が生じることが懸念される。また、②案においては、滋賀県立自然公園条例（昭和 40 年滋賀県条例第 30 号）に基づき指定された湖東県立自然公園の第 3 種特別地域等を通過するルートとなっており、自然環境保全上重要な地域への影響が懸念される。

これらを踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じられたい。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書において、適切に記載されたい。

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

今後の詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、環境の保全上重要な以下の施設等への影響を回避又は極力低減すること。

- ア. 市街地及び集落並びに学校・病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住居（以下「住居等」という。）
- イ. 琵琶湖国定公園、湖東県立自然公園
- ウ. 主要な河川、水源地
- エ. 鳥獣保護区、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）に基づく自然環境保全基礎調査の第 6・7 回調査（植生調査）において自然度が高いとされた植生、巨樹・巨木林
- オ. 「滋賀県景観計画」（平成 21 年 3 月滋賀県）において指定している景観形成地区、「彦根市景観計画」（平成 19 年 6 月彦根市）において指定している景観

形成地域、景観資源、眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場
カ. 史跡、名勝、天然記念物及び文化財

(2) 環境影響評価の項目の選定等

今後設定する対象事業実施区域及びその周辺において、上記(1)の環境の保全上重要な施設等が存在する場合には、環境影響評価の項目の選定に当たって考慮するものとし、本事業に伴い影響を受けるおそれのある大気質、騒音、振動、水質、地形及び地質、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等その他環境要素に係る項目から、環境影響評価の項目を適切に選定すること。

また、今後、本事業の実施に伴い当該道路への連絡道路が計画され、それにより本事業の実施に伴う環境影響に追加的な影響が生ずるおそれがある場合は、方法書以降の手續において、連絡道路の存在・供用を前提とした調査、予測及び評価を行うこと。

2. 各論

(1) 大気環境

想定区域及びその周辺は、市街地及び集落が分布し、住居等が多数存在しているほか、市街地及びその周辺は自動車交通騒音が環境基準を超過している。特に、国道8号が通過する想定区域内の一部には都市計画において住居系利用地域に指定されている区域及び住居等が集中して立地している区域が存在する。このため、当該区域を通過することが想定される①案及び③案については、本事業の実施に伴う住居等への自動車交通騒音及び排気ガス等の影響を回避又は極力低減すること。特に③案は大部分が市街地及び集落を通過するルートであり、現道を拡幅することに伴う交通量の増大による自動車交通騒音及び排気ガス等の影響が大きくなるおそれがあることから、当該案の採用の判断に当たり、住居等への影響を回避又は極力低減できるか慎重に検討すること。また、②案の採用を検討する場合においても、本事業の実施に伴う住居等への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 水環境

本事業は、琵琶湖に流入する河川等を横断するため、土地の改変等に伴う濁水等の発生、水量の減少による水環境への影響が懸念される。このため、土工量等を抑制する位置及び道路構造の採用により、本事業の実施に伴う水の濁り等による影響を回避又は極力低減すること。特に、橋梁構造を採用する場合は、河川内の土工量を抑制する位置及び構造の採用により、河床掘削等に伴う水の濁り等による影響を回避又は極力低減すること。また、トンネル構造を採用する場合は、土工量を抑制し、地下水環境に影響を回避及び極力低減する位置及び構造の採用により、地下水及び河川流量等への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 動植物及び生態系

想定区域及びその周辺は、琵琶湖国定公園等の重要な自然環境のまとまりの場が確認されているほか、②案のルート上には、湖東県立自然公園の第3種特別地域等が存在している。このため、詳細なルート及び道路構造の検討に当たっては、本事業の実施に伴う自然環境への影響を慎重に検討し、これらの重要な自然環境の直接改変及び分断を回避又は極力低減すること。

(4) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場

想定区域及びその周辺には、琵琶湖国定公園及び湖東県立自然公園の利用施設や「滋賀県景観計画」における「芹川河川景観形成地区」等が存在することから、これらの眺望点からの重要な眺望景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、詳細なルート及び道路構造の検討に当たっては、景観資源、眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場の直接改変を回避又は極力低減するとともに、本地域の景観との調和を図り、人と自然との触れ合い活動の場の機能を低下させないよう配慮すること。

(5) 廃棄物等

本事業は、市街地及び集落並びに山林を一部通過する計画であり、本事業の実施に伴う土地改変、掘削等により建設発生土及び廃棄物が多く発生するおそれがある。このため、詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たり、土工量を抑制する位置及び構造の採用等により土量バランスを考慮した上で、建設発生土及び廃棄物の発生量を抑制すること。

(6) 温室効果ガス

工事に伴う温室効果ガスをできる限り削減するよう、工事における省エネや再生可能エネルギーの利用等の環境保全措置を検討すること。